

労働者派遣法第23条第5項及び同法規則第18条の2第3項に基づく情報提供

株式会社 MARUTO WORKERS

◇派遣労働者数 79 人 (2026年6月 1 日時点)

◇派遣先事業所数(実数) 16 事業所 (令和 8 年度)

◇労働者派遣に関する料金の額の平均額 14, 600円 (8時間 全業務平均) (2025年度)

◇派遣労働者の賃金の額の平均額 10, 800円 (8時間 全業務平均) (2025年度)

◇マージン率 26. 0% (2025年度) *小数点第一位未満の端数は四捨五入

*計算式 (派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金の平均額)÷派遣料金の平均額

【補足ご説明】

マージン率とは、派遣料金の総額に対する、派遣労働者の賃金以外が占める割合のことです。
費用の内訳としては、派遣労働者の有給休暇、社会保険料の事業主負担分、スキルアップ・ステップアップを目的とした各種教育訓練の運営、各種相談窓口の設置、定期健康診断等がございます。
派遣労働者がより安心して働く環境の整備にも継続的に取り組んでおります。

◇派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練計画

教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
入職時研修	新規採用者	当社	Off-JT	有	無
職能別・職種転換・階層別研修	1年以上の雇用が見込まれる方	当社/派遣先	OJT/Off-JT	有	無

◇派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口 電話番号 04-7126-0500

◇派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定の締結の有無 : 有 (協定書の有効期間終期 : 令和 9 年 3 月 31 日)

協定労働者の範囲 : 全ての派遣労働者